

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

第15回会合議事録

日 時：平成24年12月3日（月）16:00～17:53

場 所：内閣府（4号館）共用第2特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、五十嵐委員、尾花委員、国分委員、奥山委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員

（内閣府）：杵淵審議官、山本参事官

（オブザーバー）：

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房秘書課付、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）新任委員の紹介

（2）「青少年が安全で安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第2次）策定後の具体的な施策の取組状況に係る定量的な検証について

（3）その他

3. 閉 会

4. 議事内容

○清水座長 それでは、時間がまいりましたので、第15回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を始めさせていただきますと思います。

本日は大変お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

それでは、最初に委員の出欠状況につきまして、事務局から御報告をお願いします。

○山本参事官 御報告いたします。本日は、曾我委員、植山委員、清原委員が御欠席でございます。半田委員の代理で設楽様に御出席をいただいております。

関係省庁で前回の検討会以降に着任された方をここで御紹介させていただきます。

内閣府の杵淵大臣官房審議官でございます。

警察庁の緒方情報技術犯罪対策課長でございます。

文部科学省の川又青少年課長でございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございました。

それでは、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○山本参事官 配付資料でございますが、まず、議事次第でございます。2枚目に配付資料の一覧がございます。資料は1～5まででございます。

資料1が、検討会の開催に関する一部改正にかかわるもの。

資料2が、基本計画項目。施策概要一覧に関するもの。

資料3が、内閣府の取組に関するもの。

資料4-1が、総務省のプログラムの公表に関するもの。

1枚パンフレットがございまして、資料4-2がリテラシー指標に関するもの。

資料5が、文部科学省のモラルキャラバン隊に関するものでございます。

参考資料が1～4までございます。

参考資料1が、青少年インターネット環境整備法。

参考資料2が、第2次の基本計画。

参考資料3が、平成23年度のフォローアップ結果を取りまとめたもの。

参考資料4が、高校生熟議に関するものでございます。

不足がございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思ひます。

また、本日の会議の議事録でございますけれども、別途各委員の皆様方の御確認をいただいた上で、座長にお諮りをし、公開をさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、そのようにさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。議題1は「新任委員の紹介について」でございます。事務局よりお願いいたします。

○山本参事官 それでは、新任委員の御紹介について御説明させていただきます。資料1をご覧くださいと思います。

本検討会でございますけれども、平成20年6月の青少年インターネット環境整備法の制定を受けまして、同年9月の内閣府大臣決定に基づき開催をされているものでございます。これまで基本計画の策定やインターネット環境整備法の見直しなど、幅広く御検討をいただいているところでございますが、設置から4年が経過をいたしましたことから、委員の継続の可否について、事務局から御照会をさせていただきましたところ、このたび2名の方から退任の申し出があり、それぞれ御後任となる方をお願いしたところでございます。

お一人が、品川女子学院校長の漆紫穂子委員でございます。校務の都合上、退任したい旨の申し出がございましたことから、同じ教育界から御後任をお願いすることとしまして、このたび日野市立平山小学校校長の五十嵐俊子様から御承諾をいただいたところでござい

ます。五十嵐様は東京都教育委員会指導主事、日野市教育委員会、日野市 ICT 活用教育推進室長などを経て、平成 21 年から現職でございます。学校教育における情報通信技術の活用に積極的に取り組んでおられるところでございます。

もう一方は、電子通信事業者協会専務理事の坂田紳一郎委員でございます。坂田委員には同協会の専務理事を御退任をされましたことから、その御後任であります奥山八州夫様をお願いをするものでございます。奥山様は放送衛星通信事業に取り組んでおられますスカパーJSAT 株式会社の執行役員常務を経て、平成 23 年から現職の専務理事に御就任されているところでございます。

内閣府の決裁手続を終了いたしまして、11 月 20 日から施行させていただいております。

なお、2 枚目に新旧対照表をお付けしております。平成 20 年の設置時点から肩書きが変わられました委員の皆様には、この機会に合わせて新しい内容にさせていただいておりますので、あわせて御確認方をお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、新任の 2 人の委員から御挨拶をいただきたいと思います。

最初に五十嵐委員、お願いします。

○五十嵐委員 日野市立平山小学校の校長の五十嵐と申します。よろしく願いいたします。

本校は総務省の ICT 絆プロジェクトで、子供たちに 1 人 1 台のタブレットパソコンが配備されていますので、今はそれを活用して、授業の中で共同学習や個別学習にフルに活用しているところですが、今のこの状況が全ての学校が同じような環境になるかという、なかなか予算的に厳しいものがあるなど痛感しています。

今、本当にこの分野は非常に目覚ましい進展がありますので、例えばスマートフォンなどもかなり高精度になっていますので、今、私たちが学校で使っている共同学習のソフトや学習者用のデジタル教科書もこのスマートフォンで稼働しつつあります。

また、電子書籍などいろいろなソフト開発状況などを見ると、これからは子供たち児童生徒にスマートフォンの高性能なものを授業で活用するような方向でむしろ検討していったほうがいいのではないかと、これを校内でも少しずつ話が出ているところです。学校の中で子供たちがそういうものを使うという前提で、学校ではそういうものを使う条件整備をどうしていくかということも、来る時代には必ず議論が必要になってくるのではないかと考えています。

例えば飛行機の中で機内モードがあるように、子供たちには校内には校内モードで、それを義務化して、また、使うときには学校でフィルタリングを設定してというような使い方、授業の中で活用してこそ、教師の目の届く活用となって、健全な活用になるのではないかと、今、考えているのですが、そういう時代が来るということも視野に入れて、この検討会の中で新しい時代も視野に入れた議論ができるといいなと思っています。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水座長 ありがとうございます。

続きまして、奥山委員、お願ひします。

○奥山委員 奥山でございます。着座して御挨拶を申し上げます。

私どもはスマートフォンのみならず、携帯、固定、無線、あらゆる事業者の集合された団体でございます。昨今、特に携帯の中でもスマホの問題が非常にいろいろと社会的な視点を浴びておるところでございますが、底の深いツールであることとともに、青少年が利用されるときに安心・安全環境。これはやはり深刻な問題を後ろに抱えておるといふ認識のもとで、事業者単独ではかなりつらい、苦しい、山が大きいというような状況でございますので、このような博識の皆様方、諸官庁の皆様方にいろいろと御議論をいただく中で、事業者で実行できるいろいろな施策を私どもから提示したいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○清水座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日のメインの議題に移らせていただきたいと思ひます。「『青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画』(第2次)策定後の具体的な施策の取組状況に係る定量的な検証について」でございます。

事務局から資料2の御説明をお願ひいたしますけれども、説明が終わりましてから、6つに分けてそれぞれのパートについて御意見等をいただきたいと思ひます。したがって、事務局から説明があるときに質問とか御意見を考えながら、お聞きいただければありがたいと思ひます。

それでは、事務局お願ひします。

○山本参事官 それでは、定量的な検証について御説明を申し上げます。資料2をご覧いただきたいと思ひます。

具体的な内容に入ります前に、まず、定量的な検証に関する基本的な考え方について、御説明を申し上げます。本件につきましては、第2次基本計画の内容について、本検討会において御議論いただく中で、別所委員から御指摘があったものでございます。

資料の19ページ「第6 推進体制等」の「4. 基本計画の見直し」という項目について御議論をいただく中で、各施策の取組状況についてフォローアップする際は、できる限り定量的な検証を行うようにすべきという御意見がございましたことから、一番左側の部分でございますけれども、第2次基本計画の中においても基本計画については1年に1度、具体的な施策の取組状況について、青少年インターネット利用環境実態調査等により、できる限り定量的な検証を行いつつ、フォローアップを実施することが盛り込まれたところでございます。

基本計画を受けました施策全体の効果としましては、全国的な実態調査においてフィルタリングの利用率、あるいはインターネットの利用にかかわる犯罪被害の状況などを確認する必要があるところがございます。しかしながら、個々の施策の効果についてもできる

限り定量的に評価できないかという観点で指標を設定することができるもの、これになじむものについては積極的に設定していこうということでございます。

1 ページ、この表はこれまで各年度のフォローアップにおいて使用してきたものでございます。一番左側の基本計画項目につきましては、第2次基本計画の本文の内容を分けて整理したものでございます。真ん中の該当施策欄につきましては、これまでは各年度が終了した時点で右側の実施状況と合わせて記載しておりましたけれども、今回はあらかじめの目標という形で盛り込むこととしまして、それぞれの項目の末尾に括弧書きで赤字で記載しておりますけれども、指標を併記することといたしました。右側の実施状況覧については、これまで同様、年度が終了した時点で施策の達成度の評価を含め、記載をすることとしております。

第2次基本計画を受けました該当施策の数ですけれども、複数回掲載しているものも含めまして、全体で107項目でございます。このうちの約6割に当たります64の項目につきまして、指標を設定したところでございます。それでは、主な内容について順次御説明を申し上げます。

1～8ページまでが「第2 教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項」でございます。

1の「(3) 学校における啓発活動の推進」の部分においては、(a)につきまして、メディアリテラシーを向上するための教材等を開発し、普及を図るという施策に対しまして、ホームページに対するアクセス数という指標を設けてございます。

(b)につきましては、青少年を取り巻く有害環境対策の推進としまして、子供向けや親子のルールづくりに関するリーフレットを作成するという施策に対して、リーフレットの作成数という指標を設けてございます。

2ページ、(e)につきましては、e-ネットキャラバンの実施としまして、インターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員、児童生徒を対象とした啓発講座を実施するという施策に対して、実施件数、受講人数という指標を設けております。

(f)につきましては、保護者に対するネットリテラシー教育の強化としまして、保護者や子供を対象としたフィルタリング普及啓発セミナーを全国で実施するという施策に対して、アンケート等により理解度の確認を行うという指標を設けてございます。また、インターネット安全教室を全国各地で開催するという施策に対して、実施回数、受講人数という指標を設けてございます。

3ページ「2. 社会における教育・啓発の推進」の「(1) 地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援」につきまして、(d)でございますけれども、地域における関係者の連携体制について整備するとともに、セミナー、シンポジウムを通じたリテラシー向上に取り組むという施策に対しまして、開催地域、開催回数という指標を設けてございます。

(e)でありますけれども、情報セキュリティ対策を講じるための情報提供を目的と

したウェブサイトの運用を行うという施策に対して、ウェブサイトに対するアクセス数という指標を設けてございます。

(f) につきましては、安心ネットづくり促進協議会による活動を支援するという施策に対しまして、省庁がオブザーバー参加している活動の数という指標を設けてございます。

(g) につきましては、青少年を取り巻く有害環境対策の推進としまして、このうちの4つ目のポツでありますけれども、インターネットにつながる新たな機器への対応や緊急時に有効なインターネットの活用法などについて、青少年が研修・発信するワークショップを実施するという施策に対して、アンケートにより理解度の確認を行うという指標を設けてございます。

4 ページ「(3) サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進」でございます。これは第2次基本計画において新たに設けられた項目でございます。ここでは新たなサイバー防犯ボランティアを育成支援するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動を促進させ、サイバー防犯ボランティアによる犯罪被害防止のための教育活動や広報啓発活動を推進するという施策に対しまして、サイバー防犯ボランティアの団体数という指標を設けてございます。

5 ページ「(4) インターネットリテラシーに関する指標策定の取組」についても2次計画において新たに設けられた項目でございます。ここでは青少年のインターネットリテラシーの中でもオンライン上の危険に対応するためのリテラシーを可視化し、これを分析する取組を推進するという施策に対しまして、テストの実施回数、実施地域等という指標を設けてございます。

6 ページ、上段の部分はこれまでの施策の再掲でございます。

「(2) 青少年の発達段階に応じた保護者の管理（ペアレンタルコントロール）への支援」でございます。(a) については、新たに利用可能となったペアレンタルコントロールのサービスについて、周知啓発を支援するほか、機能限定携帯端末について普及促進を支援するという施策に対しまして、店頭での取組、ホームページでの周知状況を確認するという指標を盛り込んでございます。

(b) については、インターネット安全教室等を通じ、ペアレンタルコントロールの方法やコミュニティサイトのリスク等に関する普及啓発を支援・推進するという施策に対しまして、実施回数、受講人数という指標を設けてございます。

7 ページ「(3) 保護者に対する有効な普及啓発支援の検討」についても、第2次基本計画において新たに設けられた項目でございます。ここでは有識者による検討を行い、その結果に基づいて啓発資料等を作成し、普及啓発の支援を実施するという施策に対しまして、通知先数という指標を設けてございます。

「4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等」の「(2) 保護者に対する効果的な啓発の在り方の検討・推進」の(a) につきましては、インターネット上のトラブルに対応するためのわかりやすいリーフレット等を作成し、保護者への周知に努

めるという施策に対しまして、リーフレット等の配布部数、その他、周知用リーフレットの作成配布状況といった指標を設けてございます。

(c) につきましては、携帯事業者の協力を得て、機器の購入時に携帯電話利用時のマナーや注意点などの関連資料を配布するなどをして説明をするという施策に対しまして、リーフレットの作成数、配布資料数等という指標を設けてございます。

8 ページ「5. 国民運動の展開」の「(2) インターネット利用者・事業者の主体的な活動への支援」におきまして、安心ネットづくり促進協議会と連携し、地域における関係者の連携体制について整備するという施策に対して、開催イベント数という指標を設けてございます。

9～12 ページまでは「第3 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項」でございます。

1の「(1) フィルタリング提供義務等の実施徹底」については、(a) としまして、関係事業者と連携し、携帯電話販売時にフィルタリングの必要性などをわかりやすく説明するなどして、フィルタリングの導入促進を図るという施策に対しまして、フィルタリングの加入者数という指標を設けてございます。

「(2) 保護者への説明等の推進」でございます。(a) につきましては、携帯電話事業者による端末販売時における取組を支援するという施策に対しまして、イベント開催数、リーフレット等配布部数という指標を設けてございます。

(b) 機器メーカーによる普及啓発等の自主的な取組を推進するという施策に対しまして、セミナーのアンケートにより理解度を確認するという指標を設けてございます。

10 ページ「(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及」につきましては、第2次計画において新たに設けられた項目でございます。ここではフィルタリング提供のあり方を判断するための基準に基づく適切なサービス提供を徹底させ、その履行状況を把握することにより、基準の普及とフィルタリング利用の促進を図るという施策に対しまして、機器ごとのフィルタリング対応状況という指標を設けてございます。

「2. 携帯電話・PHS におけるフィルタリングサービスの高度化の推進」の中の(1) 多様化・改善の推進につきましては、関係事業者による多様なフィルタリングの開発の向けた取組を支援するとともに、第三者機関の認定を活用したさらなる環境整備を推進するという施策に対しまして、開発されたサービス数、第三者機関の認定サイト数という指標を設けてございます。

(2) 閲覧対象制限の適正化の支援につきましては、第三者機関における従来のウェブサイト認定に加えまして、青少年保護に配慮したアプリケーションを認定するためのスキーム整備を支援するということとございます。この施策に対しまして、第三者機関における認定アプリ数を指標とすることとしております。

「3. 新たな機器及び伝送技術への対応」につきましては、項目全体として第2次計画において設けられたものでございます。

「(1) フィルタリングの推進」の (a) でございます。ここでは無線 LAN やアプリに関するフィルタリングの改善に向けて関係団体の調整に取り組むとともに、保護者、利用者に対して周知を行うという施策に対しまして、安全・安心なスマートフォンのリリース状況、周知状況という指標を設けてございます。

(b) につきましては、携帯電話事業者が自主的に取り組んでいるスマートフォンのフィルタリングに関する出張講座、あるいはリーフレット作成を支援するという施策でございまして、これに対して講座実施数、リーフレット配布数を指標としてございます。

11 ページ「(2) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の設計等の支援」でございます。

(a) につきましては、青少年保護・バイ・デザインの考え方を踏まえた取組が進むよう関係事業者への働きかけを行うという施策に対しまして、安全・安心なスマートフォンのリリース状況という指標を設けてございます。

(b) につきましては、新たな機器が販売される時期に、機器ごとのフィルタリングの対応状況を調査し、その結果を踏まえた働きかけを行うという施策に対して、機器ごとのフィルタリング等の対応状況という指標を設けてございます。

「5. フィルタリング普及促進のための啓発活動等」でございます。このうち (d) につきましては、フィルタリング推進機関を登録し、取組を支援するという施策に対しまして、登録件数という指標を設けてございます。

12 ページ「6. フィルタリング普及状況等に関する調査研究」でございます。ここは青少年のインターネット利用環境実態調査でございまして、ここは毎年定期的には実施するものでありますことから、この実施自体に対する指標は設けてございません。

13 ページと 14 ページは「第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項」でございます。

このうち 1 の (a) ～ (g) までにかけては、これはいずれも 3 ページあるいは 4 ページに記載した施策の再掲でありますので、これは省略をさせていただきます。

14 ページ「2. ウェブサイト運営者等による有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援」でございます。

このうち「(2) 効率的かつ円滑な活動支援のための支援」につきましては、安心ネットづくり促進協議会が行う調査を支援するという施策に対しまして、統計結果の分析等という指標を設けてございます。

4. その他の支援ということでございまして、ここでは安心ネットづくり促進協議会と連携して、地域での関係者による連携体制の構築を推進するという施策に対しまして、地域別の取組、セミナー等の実施回数という指標を設けてございます。

15～17 ページまでは、第5のその他の重要事項でございます。

1 の (1) サイバー犯罪の取締り推進及び体制強化につきましては、(a) におきまして、サイバー犯罪の取締りを推進するという施策に対しまして、サイバー犯罪の検挙件数

という指標を設けてございます。

16 ページ「2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進」でございます。

このうち「(1) インターネット・ホットラインセンターを通じた削除等の対応依頼推進につきましては、(a) におきまして、インターネット・ホットラインセンターを通じた削除依頼を推進するという施策に対しまして、ホットラインセンターの統計を指標とすることとしてございます。

(b) につきましては、違法情報の把握を強化するためにサイバーパトロールの業務の民間委託を推進するという施策に対しまして、サイバーパトロールの統計を指標とすることとしてございます。

17 ページ「4. 迷惑メール対策の推進」でございます。

このうち「(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施」につきましては、(a) 2008 年の法律改正によりまして、広告宣伝を目的とする電子メールに対して、事前に消費者の承諾を得ることを義務づける、いわゆるオプトイン規制が導入されたところであり、執行に着実に進めるという施策でございます。これに対して特定電子メール法に基づく行政処分実績という指標を設けてございます。

(b) につきましては、迷惑メール対策推進協議会の活動を通じて、対外的な情報提供を進めるという施策について、周知啓発用資料の作成及び公表の実績という指標を設けてございます。

「(2) 国際連携の推進」につきましては、各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、執行面での連携を図るという施策に対して、外国執行機関との情報交換の実績という指標を設けてございます。

「(3) チェーンメール対策の周知啓発」につきましては、迷惑メール相談センターを通じて、周知啓発を実施するという施策に対しまして、資料の作成、公表の実績という指標を設けてございます。

18 ページと 19 ページは「第6 推進体制等」に関するものでございます。

「1. 国における推進体制」については、子ども・若者育成支援推進本部会議等を実施することによって連携強化を図るという施策に対して、本部及び課長会議の開催件数という指標を設けてございます。

「2. 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用」については、(c) におきまして、行政主管課長会議を通じた情報提供を行うという施策に対して、会議の開催件数や文書の発出件数という指標を設けてございます。

「3. 国際的な連携の促進」につきましては、(b) 国際会議などを通じて我が国の対策を紹介し、情報交換を進めるという部分につきましては、海外への取組発信回数という指標を設けてございます。

(c) につきましては、国際会議への参加を通じて、情報交換を進めるという施策に対して、国際会議への対応件数。

(d) につきましては、OECD のオンライン上の保護勧告にも規定されているリテラシー指標の取組を進め、国際的な取組に協力するという施策に対して、テスト開催数等という指標を設けてございます。

最後に 19 ページ、(f) につきましては、各国との対話を通じて基本的な認識を共有するという施策に対して、国際会議等の対応状況という指標を設けてございます。

最後に「4. 基本計画の見直し」については、毎年フォローアップを実施するとともに、基本計画の見直し等に向け、法施行状況の検討を実施するという施策に対して、本検討会の開催件数、提言発出数といったことで指標を設けているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

今の御説明に対しまして、御意見をいただきたいと思っております。これから私が 6 つに分けて、それぞれの部分で御意見をいただきたいと思っております。御発言される場合には、何ページの第何項とか (a) とか (b) とか、それをおっしゃっていただいて御発言いただきたいと思っております。

御発言のポイントですけれども、今、御説明いただきましたのは、この議題にありますように、具体的な取組状況に係る定量的な検証についてということになっておりますので、定量的な検証ということで指標の御説明が主にされたと思っております。事務局として赤字で書いております指標の御説明が全てではありませんけれども、されたわけですので、その指標について御意見があればお願いしたいというのが第 1 点となるかと思っております。

事務局としては、こういった指標であれば可能であるというようなことで、各担当省庁と協議の上、挙げられていると思っておりますけれども、指標が書いていない部分につきましても、もしこういう指標を具体的な指標として挙げたらどうかという御提言があれば、それはおっしゃっていただければと思います。それにつきましての実施が本当に可能かどうかは、関係省庁と相談していただくことが必要になるかと思っておりますが、ここで即答として可能であるという御発言があれば、この時点で決めさせていただきたいと思っております。

したがいまして、御説明いただいたポイントだけに対しての御意見でなくて、全体的な観点で御発言をいただければと思います。こういった指標はとれないものだろうかというような御発言があってもよろしいのではないかと考えております。そういった観点で御発言をいただきたいと思っております。

それでは、最初は 1 ～ 5 ページまででお願いしたいと思います。これは内容的には、教育及び啓発活動の推進に係る施策、あるいは学校における教育啓発の推進、社会における教育啓発の推進に関係するところでございます。1 ～ 5 ページの範囲で御発言をいただければと思います。どなたからでも結構ですがお願いします。

どうぞお願いします。

○別所委員 1 ページの (3) の (a) ですが、ほかの項目にも同じことが言えるので、あわせて申し上げさせていただきたいです。

指標のアクセス数は理解できるのですが、ここの言うアクセス数の中身を少しブレイクダウンしておいていただければと思います。アクセス数のカウントの仕方は幾つかあると思いますが、ユニークブラウザでのカウントができますので、ユニークブラウザは幾つの端末から来ているのかということ。それから、ページをつくらせるので、総ページビュー数、ユニークブラウザあたりのページビュー数もあわせて示していただければ、どのくらいの端末、つまりどのくらいの利用者の方がどのくらいのページを平均どのくらい見られているのかがわかると思っています。

もう一つ、これも重要だと思いますが、アクセス数だけではなくて、できればリファラーをとっていただいて、つまりどこのページを見た方がここに来ているのかをとらえておいていただかないと、そのページをふやしていく工夫もできませんので、どういう経路でその人たちがここに来ているのかがわかる指標もあわせてとっていただければいいかなと思っています。ここ以外にアクセス数と書かれているところに関しては、そういう工夫をしていただければというのが1点目です。

もう一つは、その下の(b)のところ。リーフレットの作成に関して、2つ書き分けがされているかと思っております。ほかの箇所でリーフレットの作成数ではなくて、配布数と書かれているのがあります。配布の数が数えるのがいいのか、作成の数で数えるのがいいのかあるかと思っておりますので、効果で見るのであれば、これはリーフレットの配布数ということで、もし全部合わせることができるとすれば、配布の数でカウントをしていただいたほうがよろしいのではないかと考えております。

3点目が4ページの(3)サイバー防犯ボランティアのところ。指標がサイバー防犯ボランティアの団体数になっているのですが、これは1つの団体で活動されている方の数がふえたときに団体数ですと、その内訳がわからないので、団体数よりもむしろ実際に活動されている方の数のほうが広がりとかをとらえるにはよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

○清水座長 貴重な御意見を3ついただきました。まず、最初のいろいろなところで出てくるアクセス数について、総合的な御意見になります。いろいろな視点がありましたけれども、単純にアクセス数ということではなくて、もう少し中身をブレイクダウンしているということで、おっしゃるとおりと思われました。

それから、リファラー、どういう経路で来たかとか、そういったことにつきましてはですが、基本的には技術的にもそれほど大変ではないと思われるのですが、これはお願いする方向でよろしいでしょうか。1ページのここは総務省の担当です。

○玉田消費者行政課長 御意見をありがとうございます。これはどういうアクセスをどのようにとるかというのは、私どものセクションだけで決めかねる部分がございます。省全体に係るかもしれませんので、ひとまず何が可能かということを検討させていただければと思います。

○清水座長 わかりました。ありがとうございます。

総務省が検討させてくださいということですので、ほかのアクセス数の担当のところもお聞きしようと思いましたが、それぞれのところで検討していただくということでしょうか。ほかのところでは御意見があれば、担当省庁で何かありますでしょうか。

それでは、指標としてアクセス数と出てきている部分につきましては、それぞれの省庁でどのようにするかを御検討いただいて、事務局でまとめていただくということでしょうか。

2番目の御指摘は、作成数か配布数かということですが、これは作成数はすぐに出る話ですので、作成数と配布数をとりあえず出していただければいいのかなと思いました。

どうぞ。

○尾花委員 尾花です。

このリーフレットについては、この会議で何遍も申し上げているのですが、我々はこれだけつくりましたと言われても、何の効果も見えてこない。効果がないという意味ではなくて、見えてこないのです。これはぜひ配布数にさせていただきたいのですが、実はその配布数にもかなり問題がありまして、例えば47都道府県の教育委員会等に配った。教育委員会に積まれたまま下に降りてこないとか、講演に行ったりしたときに、このパンフレットは教育委員会から学校のほうに配布されていると思いますがと言ったときに、保護者の方が御存じないのは百歩譲って子供が持って帰らないこともあるので仕方ないのですが、学校の先生が見たことありませんとおっしゃる方がいらっしゃるのです。

ですので、文科省の皆様には申しわけないのですが、1ページの(3)の(b)の例をとらせていただく、例えばPTA団体、都道府県教育委員会等に対して配布ということなので、どのPTA団体に配布したのか、都道府県単位なのか。例えばここは政令指定都市なので市町村単位でどのくらいの部数を配布したのかみたいなものが逆に明示されると、うちの学校はもらっていないよとか、うちの子たちはもらって帰ってこないよという保護者の声や学校の声、もし上で倉庫に眠っているのであれば、伝わってくるかなと。

ですので、こうやってPTA団体、教育委員会となると、配られているのだろうというところで終わってしまって、もしかしたら、うちの市には来ていないのかな、うちの県には来ていないのかなということであきらめてしまう保護者や実際の学校の担当者の方も多く見受けられますので、どこのどういった都道府県のどういった団体に対して配りましたと。本当は部数も欲しいのですが、それはある程度ざっくりとした数でもいいのですが、ここには配ってあります、必要な方はここに言ってくださいというのが見えるような形にさせていただくと、指標として評価が大変できるとともに、その数字を見た方たちも動きがとれて、より普及啓発という面からも周知徹底という面からも利用できる数値になっていくのではないかと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

日ごろおっしゃっていただいていることをさらに強調していただきました。まだ後ろのほうは見れていませんが、作成数と書かれているのは文科省が多く、配布数と書かれているのは総務省のような気がしました。

まず、文科省にお伺いしますが、配布数ということで統計的にデータをとっていただくということはお願いできますでしょうか。

○川又青少年課長 全体の統一が作成と配布で結果的にそうなってしまいましたが、我々としても作成という意味は、それを積んでおいても意味がありませんので配布ということで構いませんし、今、尾花先生からおっしゃっていただいたように、どこまで把握できるかはありますが、内訳も含めて、できるだけ早くに努めたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

尾花先生、そういうことでよろしいですか。

○尾花委員 はい。

○清水座長 別所委員の3番目は、4ページの団体数でございました。この内訳ですが、今までも御説明があったかもしれませんが、警察庁はどうでしょうか。

○緒方情報技術犯罪対策課長 先ほど御指摘をいただきましたサイバー防犯ボランティア活動に関して、現在の団体数のみならず、活動している人数も指標に加えないかという御指摘については、確かに同じ団体数であっても、そこで活動する人数が増える、減るのは指標として意味があるかと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

ただ、他方で実は団体数は一つの団体が立ち上がったたり、あるいは活動をやめたりということで、ある程度その評価がしやすいのですが、一方、活動している人の数はその団体に登録をしている人の数が実際に活動しているのかを細かく見ていくと、その実態をどこまで反映しているかについては、問題はなきにしもあらずというところで、それはどういうふうに加味をすれば、適正な評価ができるかということについての御指摘の趣旨も踏まえて検討したいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

別所委員、そのようなところでよろしいでしょうか。

○別所委員 はい。

○清水座長 どうもありがとうございます。

それでは、1～5 ページ目までで、さらに御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、つなぎに私から1つ、文科省の部分です。1ページの上から2番目の教員の指導力向上で今、指標は書かれていないのですが、文科省では ICT 活用指導力のチェックリスト 18 項目ができておりまして、大きなカテゴリーとしては5つあるのですが、d というカテゴリーが教員の ICT 活用指導力のうち、情報モラルの教育をする能力のチェックリストですね。3月末に全ての公立学校の先生方に調査を毎年行っていますので、その部分だけ

の数字でいいかもしれませんが、プラスアルファであってもいいと思いますが、それを指標として具体的に出していただければ、実際にデータがありますので、できればと思います。その点はよろしいでしょうか。

○川又青少年課長 担当部局と相談して、検討させていただきます。

○清水座長 よろしくお願ひします。生涯学習政策局の参事官付のところでは調査していません。ただ、毎年ドラスティックに上がっていかないという状況にあるデータということになります。よろしくお願ひします。

ほかにありましたら、お願ひします。どうぞ。

○高橋委員 高校のPTAですけれども、しつこいような話になって申しわけないです。リーフレット数で配布数だったのですが、結局つくるリーフレットは100万も200万もつくるわけではないですね。ですから、今、我々はほとんどリーフレットが手に入らなくても期待はしていないのですが、逆にホームページか何かできちんとアクセスできるようにしていただければ、そこから引っ張り出して、それぞれのPTA団体が自分たちの会員さんに配布するというような形をとらせていただいています。

ですから、各省庁様からいろいろなものが出ていけば、それを必ずホームページかどこかにアクセスできるような形をとっていただければ、なおかつ配布数といったものでいいのですが、とにかく全国一千万ありますので、それを配るといのは並大抵の予算ではないと思います。その辺を重点的にうまく連携させていただければ、少しは改善されるのではないかと考えていますので、よろしくお願ひします。

○清水座長 ありがとうございます。

今もアクセスできる形になっているところがほとんどだと思います。

○川又青少年課長 今も基本的には、リーフレットはできるようにしております。ですから、我々としても紙での物理的な配布数だけでどこまで定量的に評価できるのか、若干そこは留保が要るのかなと考えております。

○清水座長 ただ、サイトに載っているということはどうやって周知するかもありますので、何らかの形でいろいろなチャンネルで、サイトにあるということ周知していただければありがたいと思います。今回の具体的な定量的な点では、とりあえず配布資料ということで、あるいはサイトに載っていたとしますと、ダウンロード数はカウントできるかと思いますが、そういったことも場合によっては、この指標として入れていただいてもいいかもしれないと思います。

ほかに御意見はありますか。どうぞ。

○五十嵐委員 今ずっと続いている意見と同じような意見ですけれども、学校には本当にさまざまなリーフレットがいろいろなところから来ます。内容的には少しダブっていたりすることも多分にありますので、県教委に来るもので止まるもの、市教委に何部という配布ということによって、どこまで配るのが決められていると思いますが、学校に届かないのが実は一番中途半端です。

このインターネット環境、青少年にこういうことをするというは、各部局が一緒になって一つのものをつくり上げて、これは必ず各学校に届けるということで徹底するものを一部配って、あとのものはウェブで見るということで、みんなで情報共有というふうにして、配るのだったら徹底して各学校に渡るようにする。そうでなければ、ウェブでみんなどこにあるということはちゃんと知らしめて、みんなで見えていくということにしないと、何だか十分中途半端なものがあるらしいのだけれども、手に届かない、聞いたけれども、どこかで止まっているというのが現実が多いです。ですから、無駄を省く意味でも、ここは絶対に啓発を徹底させたいという部分とそうでないというのもおかしな言い方ですけども、その辺のめり張りをつけることがいいのかなと思います。

もう一点は、清水先生がおっしゃられたのですけれども、情報モラルについては、もうこれはやらなければいけないとなっていますので、ICT 活用指導力は自己評価ですから、自分はやっても自信がないと自己評価を低くする場合がありますので、4段階でつけるのですが3～4を目指すわけですが、これはちゃんとやった実績があれば、3～4になるわけですから、その辺の ICT 活用指導力も実際に指導したかどうかという項目も1項目つけたらはっきりするのかなと思います。

道徳にも情報モラルは指導するとちゃんと出ていますので、これは自信がある、ないではなくて、やったかやらないかという観点から項目を起こせば、そのための資料が必要になってきますし、徹底するのではないかと考えます。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

非常に貴重な御意見かと思えます。指導力の4段階という話がありましたので一言言いますと、文科省が調査の後に公表しているのは1、0になってしまうのです。1～2がしていない、3～4がいいと。プラスマイナスとなったときに、プラスのパーセントで公表しています。3段階から4段階になってもパーセントは変わらないです。1～2というのは少ないのですが、3～4になった先生は、私はいろいろところで調査をすると結構あるのですが、露骨に出ないということなので、データとしては4段階になっていますので、そういう1、2、3、4というレベルで評価していただくと少しずつ年度で上がっていくデータになるかもしれないと思います。その辺も公表するときに毎年変わっていないのではないかとと言われると、実施しているというのが見えませんので、そういった視点で見られるデータがあれば、見ていただければと思います。

1～5ページまでで、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきまして、5～8ページとなります。これは教育及び啓発活動の推進に絡む施策に関する事項、家庭における教育啓発の推進、教育の効果的な手法の開発普及促進のための研究支援、国民運動の展開の項目になります。5～8ページまでで御意見をいただければと思います。

ここにも作成数とかアクセス数が出てきますが、先ほど別所委員がまとめて御指摘され

たということで、それ以外で御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

この検討会で長年議論してきているのですが、非常に重要なことは保護者です。学校も重要とは言え、保護者に対する啓発が非常に重要であるということで、家庭における点とか、そこが今まで非常に重要だという御発言を多々いただいているのですが、ここにある指標ということによろしいでしょうか。

ここは高橋委員が専門としていますが、いかがですか。お願いします。

○高橋委員 いろいろと保護者に対する普及啓発をやっているのですが、実は安全に安心してインターネットを使える法律ができて、もう4年経って、保護者の層がごろっと変わっています。高校の保護者も変わっていますし、中学の保護者も変わってきている。ある程度、自分自身が携帯電話やインターネットを使い慣れた人が今度は保護者に来ているので、リテラシー感覚がなくて使っている人がだんだん上に上がってきています。

そこが非常にどうやってやるかということで実は昨年度、ちょうど1年前にスマートフォンが出るという話で、実際に私どももここで相当、キャリアさんに対して文句を言ったのですが、ある程度整備してから発売すべきでしょうと話をしたのですが、今、非常に危機感を覚えまして、全国一斉に勉強会をやろうということでやっています。ほとんど保護者から出る言葉が、またネットの講習ですかという言い方をします。一度聞いたらもうわかったような気になってしまっている人がいて、携帯電話もスマホも同じ感覚でしかないような保護者がまだいっぱいいらっしゃるということで、今年1年間に随分やったのですが、スタートの立ち上げが遅かったので10件くらいしか行っていませんが、来年度はもっともっと重点的にやって、できるだけ全国津々浦々でいろいろな保護者に対して、特に高校生の保護者に対してやっていこうと思っています。

ただ、この1年間で一つわかったことは、意外と高校生の伸びがなかったというのがありました。新入生で高校生に入ってきた人は一斉にスマホに変わっています。でも、2年生、3年生の高校生はリース期間ではないですが、何年経ったら買いかえとかいう形が残っていますので、意外とまだ変わっていない。これが全く同じで中学生もなった段階でいきなりスマホに変わりますので、中学1年、高校1年に対して、相当気を使って、子供たちにも保護者にもやっていく必要があるのだろうなと思っています。

そういった意味で、毎回毎回みんなでやって保護者をしっかりさせようと思うのですが、どうぞこれに懲りずに相手はずっと変わりますので、同じ人だったらいいのですが、相手が違いますので、その辺も十分理解いただいて、御支援をいただければありがたいと思っています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

以前、高橋委員か尾花委員が言われたような気がするのですが、講習会をやりますと積極的に出てくださる人は、買ってから何回も来てくださるのですが、決して出ていただけない保護者が問題であるということがあったのですが、これはいまだにやりよ

うがないのですね。

○尾花委員 最近、高橋委員のほうからも協力いただいて、高校へのスマートフォンを中心とした勉強会をせえせえ言いながら、全国をはしごで1日で飛行機何往復みたいな感じでやったりもしているのですが、保護者の方は高校生になると実は現状はどうかというと、スマートフォンを渡してしまったら最後、私たちは勉強したいのだけれども、子供たちに対して何も言えないという御家庭がすごく多い。何をしているのだからわからない。携帯以上にどうも私たちがとっつきが悪いから、わからなくなってしまったというお声が多い。

最近、高校生の保護者対応の勉強会の時には、チェックシートをお渡しするようにしています。要するに今こんなことが危険ですとか、こういうことに気をつけるように子供に言わなければだめですよなどというお話をしても、言えるタイミングを持たない保護者の方には、聞くだけで保護者の心の中に納まって、家庭のルールづくりにも生きなければ、何もできないということなので、子供たちにこういうことができるかどうかを聞いて、チェックさせてくれと。これはできるのだったらスマホを持ってもいいよ、これができないのだったらスマホは早いのではないか、気をつけてやらないとだめなのではないかということ。例えば技術的なこと、生活時間のこと、危機管理のこと、あるいは健康管理のこと。そういうことに関してチェックシートを渡したら、意外と保護者の方が喜ばれたのです。要するに何が起きているかを保護者が知ったところで、小中学生は対応できるけれども、高校生はもう対応できないというのが、本当はそうであってほしくはないのですが、熱心に参加されている保護者の中の大多数の意見でもあります。

ですので、シートを渡して子供にこれができるかどうかをチェックして、自分で考えなさいと言えるものがあつたほうがいいのかと思ひまして、この指標とは直結しないのですが、実はお子さん自身に学ばせるようなもの、考えさせるようなものを配る。要するに教材として与えるのではなくて、どちらかと言うと店頭での取組というような項目も中には入っているのですが、やはり店頭で相談に言ったときに大丈夫ですよと言われたというような、何も説明は受けなくてフィルタリングに関しては、これがかかっているれば大丈夫ですよと言われて、携帯電話会社の提供している通常のフィルタリングをかけて、Wi-Fiとか無線とかいう話が一切出ないままに購入してきてしまったと。

それは量販店さんとかでなく、本当のキャリアさん直営の販売店でもそういうことが起きているのだというのを保護者の方から再三伺っています。ですので、多分担当者によってもリテラシーが違うので、店頭での取組を強化していただくとともに、多分手が回らないほど忙しい新入学のシーンやクリスマスシーズンといったときには、逆にお子さんに直接渡して、これを確認しなさいと言えりようなものをつくって、高校生にどのくらい実際に配布したか、みたいなことを検討されてもいいのかなと。これは今後の課題になりますけれども、とにかく親が取り組めるのは、もうスマートフォンになってしまうと小学生、中学生までが限界だというリアルなお話を伺って感じましたので、そのあたりも踏まえて、

今後いろいろな基本計画を御検討いただければ幸いです。

○清水座長 大変貴重な今後の課題をいただきまして、ありがとうございました。

ほかに8ページまでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次は9～12ページとなります。これはフィルタリングソフトの性能向上とか利用普及に係るものでございます。9～12ページで御意見をいただきたいと思っております。

どうぞ。

○尾花委員 指標に関するのではなくて、この中にぜひ取り入れていただきたいとか、ここにいらっしゃる全員で取り組んでいただきたいことですが、実はスマートフォンが出てきて、この中にも新たな機器のフィルタリング推進とかありますが、アプリのフィルタリングに関してがあまりに状態がずさんで、法律で努力義務とか言っているところがどうも努力されている形跡がないような傾向もあります。

具体的には、例えば17条では要するに青少年にはフィルタリングをして提供する義務があるよということになっています。では、アプリのフィルタリングはというと、例えばKDDIさんが11月1日から「安心アクセス for Android」を提供されました。これはとてもいい取組だと思っています。3GもLTEもWiMAXもWi-Fiだけではなくて、全部に対して使えるようなものを提供されましたが、for Androidというところを見ておわかりのようにAndroidにしか使えないというような状況ですし、ドコモさんについてもとりあえずリリースはされましたが、全アプリに起動がかからないようにするみたいなものをされますと、通常は必要のないところまで制限をかけないようにしましょうねというのも青少年のインターネット環境整備法の中にあると思っておりますが、そこに逸脱しているかなど。保護者のリテラシーがなければ外せないとか、下手をすると全部一旦かけておいて、保護者がわからないから、子供が勝手に外してしまう。

先ほどお話したみたいに保護者のリテラシーが追いついていないので、保護者に外せというようなフィルタリングはあってなきがごとしになってしまう。そういった発表しかない。

ソフトバンクさんに関しては今のところ、多分ソフトバンクさんにとってはiPhoneに重きがかなり傾いているので、そういう意味もあってなかなか公的なものが発表しづらいのかなど私は勝手に個人的には考えています。そういったAndroid以外のものに対してもそうですし、Androidに対してもKDDIさん以外は、どうもいま一つ法律に即した形のきちんとした対応がまだまだ準備が足りていない状況で、iPhoneに関してはアップルストアで厳格な規制をかけているから大丈夫と言われてはいますが、あれはワールドワイドの共通した基準であって、日本の法律に準拠しているとか、日本の規制に適合しているものでは全然ないです。

例えばわかりやすい例で言うと、コミュニケーションアプリは4歳からダウンロード可能です。日本は18歳未満に関してコミュニケーションはある程度制限して守られた中で使わせてあげようとなっているのに、世界的な共通基準で4歳ですよと言われたものがその

まま入ってきて、大丈夫です、4歳まではダウンロードできないようになっていきますと。ですから、そこは厳格に守っていますからと言われても、日本の法律と適合しないです。もっともっと細かいところで適合しないところはいっぱいあります。

ですから、iPhone に関してもアップルストアで規制がかけてあるから、青少年対策上オーケーですよというのは、日本の環境からすると言いわけとして全然通じない。これはすごく難しい問題だと思います。アップルさんとグーグルさんの問題も多々あって、特にiPhoneなどはアップルさんのコントロール下にあるもので、日本のキャリアさんが何を言ってもなかなかうまくいかないところもあると思いますが、そこは日本の法律というものがあるので、逆に高橋委員もよくおっしゃっているのですが、守れないものだったら販売するなどよくおっしゃってくださって、PTA の意見はそれです。

フィルタリングをかけて提供するようと言われていたのに、アプリのフィルタリングがかかっていない状態で、今どこの販売店に行っても8～9割がスマートフォン。買おうと思ったらスマホしかないという現状をこの会議をやっている人間としてはとても恥ずかしく思っています、どこの会場に言っても必ず文句を言われます。この会場に行って何かを言ってきてくれと保護者の方も都道府県の議員さんからも、私一人でしょってここに来て何も影響力はないですよとは言いながら帰ってくるのですが、これは見過ごしてこのままにしておいていいものではないと思うので、せっかくのこういった基本計画の中にいろいろな取組がありますが、こと細かく特にアプリのフィルタリングに関しては、特に難しい繊細なところもありますけれども、子供たちは無防備にアプリを使ってしまうという環境にあるので、KDDI さんもせっかくの取組が片手落ちになってしまっているという状況もあって、ここから何とか日本のいい環境を私たちの手で作り出したいと思っているので、そのあたりの御検討を各省庁を含めてお願いできればと思います。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

いろいろな視点の御説明がありました。アプリに関しましては10ページの真ん中辺にありまして、担当は総務省となっていますが、指標としては第三者機関における認定アプリ数となっていますけれども、アプリに関するフィルタリングに関しての把握は総務省で多少検討は可能ですか。

○玉田消費者行政課長 ありがとうございます。総務省でございます。

現状そのアプリケーションに関するフィルタリングについては尾花委員の御指摘のあったように、KDDI さんから11月1日からサービスが始まったということ。他方で第三者機関における認定ということで言いますと、アプリケーションのうち例えばPCで既に提供されているものについては、それと同じ基準を用いて審査が行われている。また、そうでないアプリオンリーのものについては、今後その基準が策定されていく状況と認識しておりまして、その数字がどのような形でとれるのかということは、第三者機関のほうとも相談をしたいと思っています。

○清水座長 ありがとうございます。

非常に重要な視点ですので、可能であればということでやっていただければと思います。その方向を検討していただければ、誠にありがたく思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○高橋委員 今の尾花委員のお話に追い討ちをかけるわけではないですけれども、実は本当に今、高校のPTAはiPhoneの購入に関して、PTAとしてストップiPhoneみたいな、危険だよ、それをわかった上で買いなさいよということを知らせようか知らせまいか、今、非常に迷っています。ある特定の会社を非難する意味ではないのだけれども、ちょうど1年前にスマホが一斉に出たときに、今までフィーチャー・フォンなどは本当に新機種が2つか3つしかなくて、そのほかは20も30も全部スマホになってしまって、それも一方的なキャリアさんの営業方法で来たわけです。

1年経ってみて、意外と1年生はみんなスマホに変わっているけれども、2年生、3年生はいまだにフィーチャー・フォンを使っている人もいます。子供たちに聞いたら、別にフィーチャー・フォンで構わないのだという子もいます。ただ、新しい機種がないと言います。ですから、完全に今のスマホとか普通のフィーチャー・フォンも全部メーカーさんの手の平の中で勝手に仕分けされているようなもので、それに関して我々が言えるとしたら、危険性があるから、危ないと思う人はこの機種は今はまだ待たないほうがいいですよということを公言しなければいけないかどうかで非常に迷っています。

特定の会社を非難したくはないのですが、ちょうど1年前に出たときにキャリアさんのみんなに、何でフィルタリングを整備してから販売しなかったのですかと。1カ月、2カ月しないうちにある程度整備されてきた。3GだWi-Fiだ何だかんだと言っているうちに、もうこういうふうになりましたと。だったら1カ月販売を遅らせたなら、もう少しいい形で販売できたのではないかという今までのいきさつがありますので、正直アップルさんの問題に関しては特にいろいろな発表があって、子供たちが事件に巻き込まれた中の9割以上がフィルターはかかっている。その数字自体に異論もあるのですが、やはりそういったことが今後も出てくる可能性があるから、保護者としてはそういった行動に出たくないで、できるだけ総務省さんとかその辺を通じて、ちょっと強めに御指導していただいて、せっかくこの会議に各省庁さんがいらっしゃいますので、日本ではねということが言えると思っております。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。御要望ということで承りました。

ほかにありますでしょうか。私から12ページで質問させていただきたいのですが、先ほど高校1年生はスマホとか高橋委員からありましたけれども、次回の報告のことだとは思いますが、スマホに対しての調査は今年度から、かなりきっちりと入っているわけですね。

○山本参事官 今回はスマートフォンの利用状況もとれるような形で、11月中に調査を実施しているところがございます。

○清水座長 学年ごとにわかるわけですか。高校生はまとめて何パーセントとなっていますか。高校1年生はスマホで、2年、3年はとか、そういうのはわからない形ですか。

○山本参事官 クロス集計をすれば、恐らくわかるのではないかと思いますけれども、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○清水座長 もしそれがわかると予測が可能になるので、可能であればということをお願いします。

○尾花委員 アンケートをとられる際に、フィルタリングがかかっていますかと言っても3Gのフィルタリングなのか、アプリのことなのか、何のことなのかがわからない。それもフィルタリングがかかっていますかという一つなので、例えば携帯電話会社が提供しているフィルタリングをかけていますか、フィルタリングアプリを追加で導入していますかと別にあれば、チェックすればどんな状況かがわかりますけれども、フィルタリングがかかっていますかというアンケートをとっても、現状はスマートフォンに関しては何の数字も出てこない。

ですから、今年に警察庁のほうで11月5日に発表してくださった児童被害に係るアンケート調査に関しても、そろそろスマホが出てきてしまったら、この調査ではだめかなとおっしゃっていたということをお耳に挟んだのですが、本当にそのとおりだと思います。フィルタリングをかけていますかという問いでは、もう携帯電話がスマートフォン自体になってしまった以上、その一つでは何も見えてこないし、何の対策もできない。

ですから、今年はどうもならないと思いますけれども、今後そういったアンケートをとられるときには、例えばフィルタリングアプリを導入していますか、アプリケーションのフィルタリングをかけていますか、フィルタリングも3つくらいかけておくと、こんなに種類があるのということをお認識してもらうことにもアンケートが役に立つと思いますから、手をかけさせて記入させるのではなく、チェックすればいいような部分でもうちょっと細かく実態を把握できるようなアンケートに変えていただけて、それを対策に生かしていただけるような取組をしていただけたらと思います。

○清水座長 ありがとうございます。今後の課題ということで承りました。

12ページまでよろしいでしょうか。時間もありますので、次に移らせていただきます。

次は13～14ページの民間団体等の支援に関する項であります。ここにつきまして、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。今までの教育的なところではたくさん意見が出て、この辺りから少なくなるような感じがしていますが、よろしいでしょうか。

ないようでしたら、最後に言い残したことがあったら、事務局に一言申し上げますので、そのときにお願ひできればと思います。

次は15～17ページ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項についてということですが、いかがでしょうか。非常に重要な項目を挙げられていまして、ここには指標としていろいろと書かれていますが、こういったことでよろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、次に移らせていただきまして、18～19 ページの推進体制に関してになります。ここはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 これは本当に周知徹底させるものですが、各都道府県の教育委員会は文部科学省の管轄なのか、総務省の管轄なのかはあれですが、実はいろいろな条例をつくらうという動きが今いっぱい出てきています。児童ポルノに関する話とか、そういう話もあるのですが、それに関しては検討している人が無知過ぎて、いろいろな説明をすると何かわけがわからなくて、意見を引っ込めるのですが、フィルタリングの話もそうです。

各キャリアさんのほうに参与して、フィルタリングを外す理由のところを丸をして名前を書くと。それを許可するのだったら各都道府県の知事あてにも1枚つくったらどうですかと。全部キャリアさんのせいにするのではなくて、県なら県の中でフィルターを外した人ははっきりさせるために知事あての誓約書なり願書みたいなものをつくってはどうかと言うと、ずっと逃げてしまいます。言っていることとやっていることが全然違うのではないかと、そんな会議だったら私は次からは行きませんと言ったのだけれども、その辺の気構えが各都道府県に本当に通じていないのではないかと。ここですばらしいお話があるのが全然伝わっていない気がしますので、各都道府県への周知徹底とか、そういうことも踏まえまして、できましたら今まで以上にもう少し、このネットに関するところの力を入れて御指導願えるとありがたいと思っています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。これも非常に重要な点ですが、今後の検討課題ということでお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。ほかに全体から見ていかがでしょうか。本日、関係府省庁の課長さんも御出席いただいておりますが、そちらサイドで御発言がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○尾花委員 戻るようですが、16 ページの青少年名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進で、法務省の方たちから基本計画が幾つかが出ているのですが、人権、プライバシー、名誉毀損みたいなところは、実は日本中の子供たちとか学生、もう少し大きな人たちも含めて、青少年プラスアルファくらいがインターネットを扱う上で本当は一番気をつけなければいけなくて、そこがかなりずさんになっているとか、人権教育がいま一つうまくできていないのかなど。友達の悪口みたいなこともそうですけれども、本来だと内緒にしておきたいところをあえて第三者がわざとインターネット上につぶやいて暴露してしまうようなことで、いろいろなトラブルが起きていると思います。

これはぜひ1の(b)ですが、学校の総合的な学習の時間などを利用して、人権擁護委員が中心となって、人権の大切さを子供たちと考える人権教室などをやっていってほしいということなので、どのようなものをどういった形でやられて、例えば開催件

数でもいいですし、どんな地域でやられたでもいいですし、あるいはそのときに子供とか学校の先生とかにアンケートをとっていただいて、こんなふうに今後取り組んでいきたいみたいなものが実際に見える形で上がってくると、我々もすごく参考になるなど。

ここはなかなか私たちが講演などをやっても踏み込めないところですか、一番根幹にあるのは人権の部分で、ここさえ子供たちがきちんとしてくれれば、逆に言えば、いじめの問題やネットトラブルみたいなものもかなり軽減されるのではないかと思います。とてもいいものなので、この人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する個々に何か指標を設けていただいて、それが見えるような形にさせていただけるとうれしいなと思います。

○清水座長 ありがとうございます。

ここは法務省ですが、御発言がありましたら、お願いします。

○熊田法務省大臣官房秘書課付 法務省でございます。御意見をありがとうございます。

委員の御指摘のとおり、人権教育または当然その保護者等も含めた法教育、社会のルールについての意識付け。こういったものは当然、法務省としても常日ごろ意識をしているところでございます。もちろん（a）に掲げられております子供の人権に関する取組、（b）に掲げられております人権教室を含めた各種啓発活動というものは、今後も当然しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

指標につきましては、インターネットあるいは青少年といった一つの特化した枠組みとしてとらえているものがなかなかなく、人権あるいは人権啓発という一つの大枠の中で当然そういったものにも触れていることもありまして、特段掲げることはしておりません。もちろん、それぞれ人権教室や各種啓発事業がどのような実施がなされたか。また、今、御示唆がありましたとおり、例えばアンケートを実施してございましたら、そうした中で出てきた意見につきましても、今後御報告させていただきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。指標はなかなか難しい分野だと思います。

どうぞ。

○藤原座長代理 今に関連して、1つ確認です。たしか相談は件数はとっておられて、それがインターネットかどうかは、まだとっておられないのでしたか。例えば（a）のところ。それから、プロバイダーだと削除要請の件数そのものは数字に持っておられますね。せっかく持っておられるのだったら使えるのではないかという、それだけです。

○熊田法務省大臣官房秘書課付 既に公表しています数値も含め、相談件数等の詳細については原局のほうに確認してまいりたいと思っておりますが、プロバイダーに関する削除要請に関しましても、例えばNBLですとか、そういった公刊物でも御紹介しているところですので、その点はまた今後その実施状況の中で御報告してまいりたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、この部分については、特に本日は指標として決定するものではありませんけれども、実施状況報告の際に御検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、以上で議題2を終了させていただきたいと思います。貴重な御意見を多々ありがとうございました。定量的な指標につきましては、本日御発言いただきました点で、府省庁に御検討をしていただくという点が少しございました。この点につきましては、事務局で整理していただくこととなりますが、可能性を含めて、それぞれの担当のところで御検討いただきたいと思います。

例えばパンフレット作成は別所委員がまとめて御発言されたので、それぞれ関係する省庁はありますから、開催するとかも含めて、それぞれの省庁で検討をお願いしたいと思います。

もし事務局で検討された中で修正をする必要があるという判断が出ましたら、事務局よりメールで委員に御連絡する形をとりたいと思います。その上で次回の検討会におきまして、最終版ということで御報告をさせていただきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。ほぼ原案中心になりますけれども、貴重な御意見をたくさんいただいておりますので、検討していただくこととなります。

それでは、次に議題3のその他であります。各府省庁から報告事項があるということがございます。

最初は内閣府からお願いします。

○山本参事官 内閣府から24年度に取り組んでおります主な取組の進捗状況について、御報告をさせていただきます。資料3をご覧くださいと思います。大きく3点でございます。

まず1つは、国内外の実態調査の実施でございます。国内のインターネット利用実態調査につきましては、先ほどお話がありましており、スマートフォンに関連する事項も今回加えまして、11月中に実施したところでございます。来年1月の次回の検討会に結果の速報版ということで御報告を申し上げたいと思っております。国外の調査につきましては、今回はインターネット上のレイティング・ゾーニングに関する事項について取り組んでございます。対象国としましては、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダの4カ国に対して実施をしております。今月いっぱい現地調査を行いまして、3月を目途に結果をとりまとめることとしてございます。

取組の2つ目は、保護者に対する普及啓発支援でございます。これは2次計画において特に留意すべき課題で御指摘をいただきました保護者に関する普及啓発の強化につきまして、有識者によります検討会を開催し、有効な普及啓発支援についての提言をとりまとめることとしてございます。

11月17日に第1回の会合を行いまして、さまざまな論点について御議論をいただいたところでございます。今月17日の第2回会合において提言の形でとりまとめまして、来年1月の次回の本検討会において、また御報告をさせていただきたいと考えております。また、御提言を受けた具体的な啓発資料を一つ作成をいたしまして、来年3月の進級進学時

期の広報対策に活用していただくよう考えてございます。

取組の3つは、来年度の予算要求でございます。2次の基本計画において同じく留意すべき課題でございましたが、国、地方公共団体、民間団体の連携強化がございました。このため25年度の新規事業としまして、地方連携体制支援事業を要求しているものでございます。先ほど高橋委員からも御指摘がございましたとおり、インターネット利用に関する取組については、地方によりまして温度差がございまして、地域間の格差が生じているという状況にございますことから、今回は全国8つのブロックにおきまして関係省庁・団体の御協力をいただきながら、それぞれの地域において青少年啓発、あるいは保護者啓発のキーパーソンとなる方を養成しまして、それぞれの地方において自立的、自主的な取組が行われるよう支援をしていこうというものでございます。

内閣府からは以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

何か御質問、御意見がございましたら、お願いします。

よろしいようでしたら、次は総務省から御説明をお願いします。

○玉田消費者行政課長 お手元の資料4-1と4-2を続けて御説明をさせていただきます。

4-1は「スマートフォン安心・安全利用促進プログラム」ということで、総務省としての取組を9月10日の時点でまとめさせていただいております。

1ページ、利用者に対する必要な情報提供が非常にスマートフォンにとって大事である。それに当たってはプライバシーあるいは情報セキュリティという関連の事柄も含めて提供しようということで、1番、総合的・重点的な周知啓発活動を全国的に展開する。こういう形でございまして、提供情報はここに書かれているような関連情報でございます。

具体的な取組として、下のほうの①にありますけれども、わかりやすい資料と周知啓発素材の開発ということで、ここにもございますけれども、関係の事業者、団体、消費者団体あるいは安心ネットづくり促進協議会等と連携をさせていただいて、資料づくりを進めてございます。

お手元にお配りしました「保護者のためのスマートフォン気になる安心安全ガイド」が安心ネットづくり促進協議会さんを中心に我々も御協力をさせていただいてつくられたものということで、スマートフォンとこれまでの形態の違いでありますとか、フィルタリングの問題は何が違うのだ。あるいはアプリを使うに当たって気をつけないといけないことは何かという、いわゆる一とおりの入り口の質問はこれを見ると全体がわかるという形になってございます。

2ページ以降でございます。ポイントとしては(2)で、特に高校生におけるスマートフォンの普及が著しい状況を踏まえるということで、具体的な取組は①にございますが、今年度は全国の高等学校PTA連合会、協力をいただける各地高等学校のPTAなどと連携をしながら、草の根レベルでの周知啓発活動を行っております。これに際しては全国11カ所

の総合通信局が地域のコーディネーターという形で高校 PTA さん、あるいは場所によっては教育委員会の方々等々とも連携をさせていただきながら進めておるところでございます。この件につきましては、先ほど高橋委員からも御紹介のあったところでございます。

3 ページの下「3 青少年・高齢者の利用に関する配慮」がございます。ここでスマートフォンのフィルタリングに関する件がございます。その改善ということで、尾花委員等からも御指摘のあった無線 LAN の利用時あるいはアプリケーション利用時ということに関するフィルタリングサービスが現状使えなかったということでございまして、この簡便に利用できる環境が年内に立ち上がるように関係事業者と連携して取り組むということをやっけてまいりまして、その結果が一つ、この 11 月 1 日からの au さんのフィルタリングアプリという形になっているということでございます。

4 ページ、②でインターネットリテラシーに関する指標づくりということで、この現状が可視化されていないのではないかと問題意識から、私どもはこのリテラシー指標づくりの作業を進めてまいりました。あわせて、こういったことの重要性と言いますのは、このパラグラフの 3 パラ目に「また」にありますけれども、国際的な議論が高まっているということから、ここで作りました ILAS と名前をつけてございますが、インターネットリテラシー指標を 10 月以降 OECD における指標づくり。これは OECD ワイドでも同じような指標づくりをやっていこうという議論がございますものですから、そこにインプットし始めているところございまして、例えば半年くらいのスパンでありまして、その OECD の中でも何らかのアウトプットを出していこうという議論が進んでいるところでございます。

もう一点、4-2 ございまして、リテラシー指標の中身の話でございます。先ほどご説明したものでありまして、これがどういったものをざっと御説明させていただきます。

7 ページの参考 2 から御説明をさせていただけるとありがたいと思います。ここにありますように、インターネット上のリスク分類を大分類、中分類、小分類と書いてございます。これは 1 つは、大分類はコンテンツに関する情報。2 つ目が不適切な利用に関するリスク。3 つ目がプライバシー・セキュリティーに関するリスク。こういったものを中分類、小分類、それぞれ分けてまいりまして、これは OECD でございますリスク分類を参照しながら、日本らしく調整したものでございますが、これに対応する習得すべきリテラシーの知識、行動ができるかどうかを右のほうにありますような知識行動がとれるかどうかを判別するための問題が下のほうにあります。4 つの選択肢をつくりました。

これで高校 1 年生、2,500 人を対象にやらせていただいた結果が 2 ページ以降のものでございます。このレーダーチャートにありますように、高校生として比較的強い分野、弱い分野が見えるところでございます。例えば違法情報への対応、著作権、肖像権の問題であるとか、料金、時間の浪費の配慮には比較的高いという一方で、詐欺とか不適正な商品を扱ってしまうという商取引問題やセキュリティーの問題には若干弱い点があるということが見えております。

そのほか、同時に行いましたアンケートとのクロス集計によりまして、幾つかの点がございませぬ。例えば3ページを見ていただきますと、対象の高校1年生ではスマートフォンを保有しているのは全体の59%ということで、先ほどのお話もあつたように比較的高く出ております。一番下にありますけれども、端末別の使用時間を見ますと、スマートフォンを利用している子供たちは他の端末に比べても使用時間が長い傾向にある。2時間以上が47%というものがございませぬ。

さらに4ページでいいますと、インターネット上の危険に関して何らかの学習をした経験があるという子供のリテラシーのほうが高いということで、引き続き、このリテラシーに関する学習機会の重要性が伺われます。

5ページ、何らかのトラブルに遭遇したことがあるかないかということでいいますと、トラブルに遭遇したことがある青少年のほうの結果としてはリテラシーが高いということで、利用しながらリテラシーを高めることになろうと思ひます。

また、右の方、家庭で話し合いをしたことがあるという青少年のほうのリテラシーはやや高いのですが、余り差がないことを見ますと、保護者への啓発もあわせて重要なこととわかるようになってございませぬ。

以上でございませぬ。

○清水座長 ありがとうございます。

この件に関しまして、御質問、御意見がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、文部科学省からお願いします。

○川又青少年課長 文部科学省でございませぬ。

1点御紹介ですが、資料5の1枚紙でございませぬ。ケータイモラルキャラバン隊ということで、平成23年度からインターネット上でのマナーあるいは家庭でのルールづくりの重要性を周知するためのモラルキャラバン隊を結成して、全国各地のPTA団体等と連携しながら、保護者等を対象とした学習参加型のタウンミーティングあるいはワークショップといった形で開催をしてきております。今年度は総務省の総合通信局のほうとも連携をして実施を予定してございませぬ、そこに24年度の予定ということで6カ所、来年1月から2月において開催をいたしますので、御紹介をさせていただきます。

もう一点、資料はございませぬけれども、先ほどもお話がありましたが、いじめということでネット上のいじめ等々についても関心が高まっているところでございませぬ。今の各党の選挙公約等々の中にもいじめ対策が見られますけれども、文部科学省としては平成22年、23年度で各自治体の独自の取組み等々を参考にして、ネットパトロールということで、その手法等々について調査研究をしてきてございませぬ、その成果を本年9月に学校ネットパトロールに関する取組事例資料集ということでインターネット上で公開してございませぬ。今後、都道府県とか指定都市の教育委員会等へも配布をする予定でございませぬ、こうしたネットパトロール、これだけで全て解決するわけではありませぬけれども、一つの有効

な手段としてのネットパトロールの取組についても進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

何か御質問、御意見がございましたら、お願いします。どうぞ。

○国分委員 インターネット協会の国分でございます。

今、文部科学省さんの御説明を聞きながら思ったのですが、その前の総務省さんのリテラシーインディケーターの話は非常にいいなと思っていて、ヨーロッパも私どもの付き合いはインホープというホットラインに重点がある組織ですけれども、ペアでインセーフというフィルタリングやリテラシーをメインターゲットとする新しいプロジェクトが大分前からありまして、近年、日が当たるようになってきております。国内のそういう話を聞くときに世界のリテラシーランキングみたいなことが出てくるのではないかと思ったのですが、今、文部科学省さんの御説明を伺っていて、例えば日本で、もちろん地域によって差は元々あるのですが、何かランキングをつくと、かなり遅れているというか、点数が低い自治体の方は、高橋委員がお悩みの自治体の方々のしょうがない部分に対してインセンティブが働くのではないかと思った次第です。アイデアなので御参考までにということでございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございましたら、お願いします。本日は内閣府、総務省、文部科学省から御説明をいただきましたが、ほかの省庁で御説明されることがありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、その他の件も終わりにさせていただきたいと思えます。

今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○山本参事官 今後の予定について御説明を申し上げます。次回の検討会でございますが、既に委員の皆様方には御案内させていただいておりますけれども、来年1月28日1時半からでございます。本日御検討をいただきました定量的な検証につきましては、先ほど清水座長からお話がありましたとおり、今後、事務局から修正案についてメールで御連絡をさせていただきます。次回検討会において、最終的なものについて御報告をさせていただきますと思えます。

次回の検討会はこのほか、国内のインターネット利用実態調査の結果、あるいは保護者に対する普及啓発支援に関する提言について事務局から御報告させていただきますけれども、メインの行事としましては、高校生熟議の報告がございます。高校生熟議につきましては、高橋委員、尾花委員を始め、直接かかわっていらっしゃる先生方も多くおられるわけですが、改めてここで簡単に事務局から御説明をさせていただきます。

参考資料4をご覧いただきたいと存じます。高校生熟議につきましては、右下の赤いところでございますけれども、これまで大人が形成してきました情報化社会のルールについ

て、次世代の社会を支える高校生が自分たちで考え、他者の意見を聞き、議論をして意見をまとめるというものでございます。

この意味としては左下の枠で囲ってあるところに3点ございますとおり、高校生自身の気づきであるとか、あるいは年少の小・中学生を指導する存在として育成をするとか、あるいは次世代の保護者となるべき人々の育成といったことが挙げられているところでございます。

もともとこの行事は情報化あるいは国際化に対応できるようなコミュニケーション能力を育成するといった趣旨で平成15年から実施されておりますが、昨年度からは新たな取組としまして、携帯電話あるいはインターネットといった身近なテーマについて、事業者によるレクチャーなどを取り入れて実施をされているところでございます。

2枚目をご覧いただきたいと存じます。高校生熟議2012年度のテーマということで、今年度は「スマートフォン時代の情報モラルと利活用」でございます。昨年度は「これからのネットとケータイを考える」というテーマで行われておりまして、これに続くものでございます。右側の赤い枠の中が参加者であります。東京会場で6校25名、大阪会場で11校54名が参加されました。その主なメンバーが12月15日に高校生熟議サミットということで参加されて意見を取りまとめられることとなっております。そして、真ん中から下の方ですけれども、最終報告会としまして、1月28日の内閣府の検討会において、その中の代表者2名がまとめた意見の御発表をいただくこととなっております。

当検討会といたしましても、インターネットの環境変化に対する高校生の意識、先ほど高橋委員、尾花委員から御説明がございましたが、そうした意識、実態に直接触れる貴重な機会となるのではないかと考えてございます。どうか当日は有意義な意見交換が行われますようお願いを申し上げます。

事務局からは以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

今の御説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いします。

○高橋委員 補足させていただきますけれども、この右枠の中にあるような学校は、参加してくれる学校数がやっとならぬのですが、学校側の認知がなかなかなかったもので、今度は東京と大阪の子が集まるときに全国校長協会長のほうに声をかけまして、全校長も一緒に入ってくれと。子供が何をやっているかをまず見ていただきたいと。そこが頭になって各都道府県の県立高校、私立高校の校長先生に新しい発信をしていただきたいということで、今回は都合が悪いので代理の方が来ることになったのですが、今とにかく広がりを見せていますので、ぜひ一度聞いていただいて、もっと各省庁からこうやっていいのではないかとという支援がありましたら、また御指導願えればありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

特に本日御意見を多々いただきましたのは、定量的な検証についてでございます。定量的というのは具体的に数値で出てきますが、本日はその数値目標とかいうことは一切議論しておりません。したがって、報告のときの目標に対してとかはないということになります。その数値を公表していくところで、この数値では取組として不十分ではないとか、そういった意見が後から出るかもしれない。あるいはその数値から見て、今後さらにやってほしいという、いい数字であるという評価になるかもしれないという点があります。

いずれ定量的となったときには、どのような場合でも目標を決めて行っていくのが普通といえますか、それが推進のエンフォースメントになります。しかし、今回は数字を出していただいて、それで今後どうしていけばいいかを検討していく第1段階ということでございます。ただ、妥当性とかそういったことが見られるかもしれないという意識で最終的な、右にあってはいる枠がありますけれども、そこに記入の際には少し書いていただければいいと思います。

例えばこの取組の結果で数値がこうなって、担当としてももう少し数字が上がったほうがよかったかなと思うときもあると思います。そのときにはこういうふうにして数値を上げていきたいとか、そういったことを後ろに書いていただくと、これは非常に説得力が出るということになります。ですから、指標が決まったら、出していけば済むとは思わずに、まとめる段階でそのような配慮をしていただければありがたいと思います。最終的には公表していくという検討会の役目もありますので、その点も最後をお願いいたして、本日にまとめにさせていただきたいと思います。

これをもちまして、第15回の検討会を終わりにさせていただきたいと思います。

本日は大変貴重な御意見を多々いただきまして、誠にありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。